

令和 3 年 12 月 10 日

会 員 各 位

一般社団法人兵庫県病院薬剤師会
会 長 室井 延之

認定実務実習指導薬剤師の更新講習(e-ラーニング、座学)について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は本会会務運営にご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

表題の件につきまして、病院・薬局実務実習近畿地区調整機構より通知がございました。

(※次頁からの文書をご確認ください。通知に記載の添付資料 2 は個人情報を含んでいるため割愛させていただいておりますことご了承ください。)

認定実務実習指導薬剤師更新講習のe-ラーニングの申し込みが、本年10月下旬より申し込み再開予定となっておりましたが、日本薬剤師研修センターの PECS(薬剤師研修・認定電子システム)の稼働が延期となったため、e-ラーニングについても再開時期未定の状況となっております。

つきましては、更新時期が近々に迫っている指導薬剤師の先生におかれましては、下記をご確認くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- ・ PECS でのe-ラーニング受講を予定されていた方は、PECS 稼働時期延期のため、**更新講習会(座学)の受講**をお願い致します。
- ・ 兵庫県下での更新講習会(座学)は**来年 2 月に開催予定**です。ただし、**参加人数が限られる**ようです。案内は兵庫県病院薬剤師会ホームページ、兵庫県薬剤師会ホームページ、兵薬界 1 月号に掲載予定とのことですので、**随時チェック**してください。
- ・ **他府県開催の更新講習会** (https://www.jpec.or.jp/download/ninteijitumu_koshukai.pdf) の受講もご考慮ください。(※リスト中の④が更新講習会です)

以上

令和3年12月7日

更新時期を迎えられる認定実務実習指導薬剤師様

一般社団法人 薬学教育協議会
病院・薬局実務実習近畿地区調整機構
委員長 瀧口常男

認定実務実習指導薬剤師の更新講習および更新申請について

拝啓 平素は本近畿地区調整機構の活動にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。また、薬学6年制実務実習に格別のご尽力を賜り重ねて御礼申し上げます。

さて、薬学教育協議会より、今年度に更新時期を迎えられる認定実務実習指導薬剤師の更新講習および更新申請に関する重要な通知（下記）がありましたのでお知らせいたします。

日本薬剤師研修センターが実施していました認定実務実習指導薬剤師の更新講習（eラーニング）が8月15日に一旦終了し、10月下旬に再開予定とされていましたが、日本薬剤師研修センターではeラーニングの移行先の新システム（薬剤師研修・認定電子システム：PECS）の稼働が延期となっており、現在更新講習（eラーニング）の提供が中止された状態にあり、eラーニングが受講できない状態になっています。そこで、薬学教育協議会でまとめた認定実務実習指導薬剤師の更新申請に当たっての留意点の通知（別添え資料1）がありましたので、ご案内申し上げます。その内容を、ご確認をいただき更新申請のご準備を進めていただければ幸甚でございます。

何卒よろしくお願ひ申し上げます。

敬具

記

薬学教育協議会から病院・薬局実務実習地区調整機構委員長および薬学教育者ワークショップ実施委員会委員への通知（薬教協発第21048号 令和3年12月3日）

以上

薬教協発第 21048 号

令和 3 年 12 月 3 日

病院・薬局実務実習地区調整機構委員長 各位
薬学教育者ワークショップ実施委員会 委員各位

一般社団法人 薬学教育協議会
代表理事 本間 浩
(公印省略)

認定実務実習指導薬剤師の更新講習および更新申請について

謹啓 日頃より薬学教育協議会の活動にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、認定実務実習指導薬剤師の更新講習（e-ラーニング）について、別紙（添付資料 1）のとおり日本薬剤師研修センターより令和 3 年 8 月 11 日付文書にてご連絡があり、各地区調整機構およびワークショップ実施委員会の委員宛には 8 月 12 日付メール（添付資料 2）にてお知らせをいたしました。研修センターからの文書中（添付資料 1）には、e-ラーニングの申し込み受付をいったん 8 月 15 日で終了し、10 月下旬に再開予定とされていましたが、研修センターでは e-ラーニングの移行先の新システム（薬剤師研修・認定電子システム：PECS）の稼働が延期となっており、現在提供が中止された状態にあります。

既にお知らせしています通り、薬学教育協議会では、来年度より実務実習指導薬剤師の申請受付・認定に係る業務を研修センターから引き継ぐこととしております。今年度は、年度末までに、多数の指導薬剤師が認定期限を迎えます。つきましては、e-ラーニングが受講できない現状において指導薬剤師の更新申請が円滑に行なわれますように、各地区調整機構におかれましては、更新申請を予定している指導薬剤師に管轄区域の薬剤師会、病院薬剤師会、大学等を通して、以下の点につきまして改めて周知徹底を図るようご協力をお願いいたします。

なお、本件につきまして、別紙（添付資料 3）のとおり、日本薬剤師会から都道府県薬剤師会実務実習担当役員宛に、「認定実務実習指導薬剤師の更新講習について（依頼）」の文書が発出され、更新講習の開催が依頼されています。各地区調整機構におかれましても、更新講習の開催について、改めてご協力をお願いする次第です。

謹白

更新申請に当たっては、

1. 更新講習を受講していない場合は、各都道府県薬剤師会等で開催している更新講習会（講座④）を受講する。
2. または、各地区調整機構で開催している認定実務実習指導薬剤師のためのアドバンストワークショップ（いわゆる、OBE のアドバンストワークショップ）を受講する。

3. 各地区調整機構で開催している OBE のアドバンスワークショップの修了者は、更新講習を受講したものとみなされるので、修了者は更新手続きができる。(実施要領附則(平成 30 年 12 月 10 日(3)))

＜OBE のアドバンスワークショップの修了証＞

平成 30 年 12 月 31 日までの日付の修了証：令和 3 年 12 月 31 日まで有効。

平成 31 年 1 月 1 日以降の日付の修了証：修了日から 3 年間有効。

4. 認定期限までに更新申請を行えなかった場合は、実施要領(添付資料 4)「11.更新申請(5)更新に係る特例等」の規定を準用し、2 年間の猶予期間内に更新申請手続きをすることができる。なお、この場合、認定の切れた日から更新が認定される日までは、指導薬剤師としての資格は無効となることにご注意ください。
5. 認定期限が令和 4 年 6 月 30 日までの者については、更新申請は、認定の有効期間が終了する日の 6 か月前から前日まで可能とする。(認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領附則(平成 26 年 5 月 20 日)(5)の規定にかかわらず)(添付資料 1 による)

【添付資料】

資料 1：認定実務実習指導薬剤師の更新講習(e-ラーニング)等について(日本薬剤師研修センター)

資料 2：協議会から各地区調整機構およびワークショップ実施委員会の委員宛のメール文

資料 3：認定実務実習指導薬剤師の更新講習について(依頼)(日本薬剤師会から)

資料 4：認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領(日本薬剤師研修センター)

写

事務連絡

令和3年8月11日

一般社団法人薬学教育協議会御中

公益財団法人日本薬剤師研修センター

認定実務実習指導薬剤師の更新講習（e-ラーニング）等について

標記の今後の取扱いについては次のとおりとしますので、ご配慮をお願いいたします。

1. 更新講習（e-ラーニング）の薬剤師支援システム（PESS）での申込受付は、いったん今年8月15日（申込み受付）で終了します。
2. 構築中の薬剤師研修・認定電子システム（PECS）が本稼働する今年10月下旬（予定）から申込み受付を再開し、その後は例年どおり3月半ばまで継続的に申込みを受け付けます。
3. 来年度については、業務移管の一環として貴協議会と連携をとり、利用者に不便の生じないよう配慮します。
4. 今年度末に期限を迎える認定実務実習指導薬剤師が多数いることから、認定期限が令和4年6月30日までの者については、認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領附則（平成26年5月20日）(5)の規定にかかわらず、更新申請受付期間を認定の有効期間が終了する日の6か月前から前日（当日消印有効）までとします。なお、認定期限までに更新申請を行わなかった場合でも、同実施要領「11. 更新申請 (5)更新に係る特例等」で規定する2年間の猶予期間を準用することとし、この間であれば更新申請を受付けることといたします。

（上記1から3までに関する補足説明）

各種の手続きを電子的に行う薬剤師研修・認定電子システム（PECS）を構築中であり、その本稼働の予定である今年10月下旬へ向けて、現行のシステムから業務の移行を図っています。業務の移行作業にはある程度の期間が必要なため、当財団が提供しているすべてのe-ラーニングは、8月15日でいったん休止することとします。

また、現在e-ラーニングの申込みに使用している薬剤師支援システム（PESS）は、Microsoft Edge や Google Chrome に対応していないため、それによる申込みの場合、決済などの途中で止まることがあります。この場合、状況の調査に時間を要し、ご迷惑をおかけすることになるため、休止期間を早期に設定し、PECS本稼働後に受講できるようにいたします。

日薬業発第 266 号
令和 3 年 11 月 1 日

都道府県薬剤師会
実務実習担当役員殿

日本薬剤師会
担当副会長 田尻 泰典

認定実務実習指導薬剤師の更新講習について（依頼）

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、認定実務実習指導薬剤師（以下「指導薬剤師」）の更新に当たっては、講座④に関する DVD 講習（以下「更新講習」）の受講が必須（※注 1）とされております。更新講習につきましては、各都道府県薬剤師会等の主催で開催される集合研修に加え、本年 8 月 15 日までは、日本薬剤師研修センター（以下「センター」）が提供する e-ラーニングでの受講も認められておりました。同 e-ラーニングは、移行先として予定されていた薬剤師研修・認定電子システム（PECS）の全面稼働が延期となった関係で（令和 3 年 9 月 29 日付け日薬業発第 231 号参照）、現在提供が中止された状態にあります。ご高尚のとおり、本年度は多数の指導薬剤師が更新を行う年度に当たり、更に来年度第 I 期の薬局実習は、令和 4 年 2 月 21 日から開始予定です。上記 e-ラーニングの中止等により、本 I 期に受入を予定する薬局の指導薬剤師で、更新時期に当たりながら更新講習を未受講の方が、現時点で一定数いるものと想定されます。

つきましては、会務ご多忙の折、誠に恐縮ですが、貴会におかれましては上記諸状況ご勘案のうえ、直近の実務実習における受入薬局の指導薬剤師で、更新時期に当たりながら更新講習を未受講の方が会内におられる場合、所属地区の調整機構、大学等と連携をとり、新規の集合型の更新講習を開催する等の対応をご検討いただきたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

上記につきましては、既にご対応いただいている都道府県薬剤師会もある旨伺っておりますが、実務実習の円滑な実施のため、改めてお願いする次第で、コロナ禍での集合研修は困難な面もあるかとは存じますが、ご高配の程よろしくお願いいたします。

備考：

※（注 1）一般社団法人薬学教育協議会が開催する、所定条件全てに合致したアドバンスワークショップ（以下「AWS」）の修了者は、更新講習を受講したものとみなされます。本 AWS については、修了証の有効期間等の諸条件がありますので、センターホームページ掲載の「認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領」（以下「実施要領」）を必ずご確認ください。

URL : https://www.jpec.or.jp/download/nintei_jitsumu_yoryo.pdf

※更新期限、更新条件はじめ更新制度全体の詳細についても、上記実施要領をご参照願います。

認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領

1. 目的

認定実務実習指導薬剤師認定制度は、6年制薬学教育制度下の薬学生に対して医療の現場における実務実習の際に指導に当たることができる薬剤師の認定を行うことにより、社会的要請に応えられる薬剤師の養成に資することを目的とする。

2. 名称等

本制度により認定された薬剤師を「認定実務実習指導薬剤師」と称し、認定証を交付する。

3. 認定実務実習指導薬剤師認定委員会

- (1)本制度に関する必要な事項を検討するため、公益財団法人日本薬剤師研修センターに認定実務実習指導薬剤師認定委員会（以下「委員会」という。）を設ける。
- (2)委員会は、委員5名以内を以て構成し、うち1名を委員長とする。
- (3)委員は、公益財団法人日本薬剤師研修センター代表理事（以下「代表理事」という。）が委嘱する。
- (4)委員の任期は2年とし、再任を妨げない。任期途中で退任した委員の後任の委員の任期は前任者の残余期間とする。
- (5)委員長は、委員の互選により選任する。
- (6)委員会の会議は、委員の過半数の出席を以て成立する。議決は、出席委員の過半数によって行う。
- (7)その他委員会に関して必要な事項は、委員長と代表理事が協議して定める。

4. 認定の資格要件

(1)認定実務実習指導薬剤師となるための基本的素養等

認定実務実習指導薬剤師は、次の素養等を有する者とする。

- ①十分な実務経験を有し薬剤師としての本来の業務を日常的に行っていること。
- ②薬剤師を志す学生に対する実習指導に情熱を持っていること。
- ③常日頃から職能の向上に努めていること。
- ④実習の成果について適正な評価ができること。
- ⑤認定取得後も継続的かつ日常的に薬剤師実務に従事する見込みがあること。
- ⑥実務実習生の受入期間中、恒常的に指導することができること。

(2)認定要件

次の認定実務実習指導薬剤師養成研修をすべて修了した薬剤師であること。

①ワークショップ形式の研修

一般社団法人薬学教育協議会が認めるワークショップとする。

なお、平成22年度までに開催された認定実務実習指導薬剤師養成ワークショップ又は平成16年度以前の薬学教育者ワークショップを含む。

②講習会形式の研修

講座① 薬剤師の理念

講座② 薬学教育モデル・コアカリキュラム及び薬学実務実習に関するガイドライン

講座③ 学生の指導（法的問題）、学生の指導（薬局関係）及び学生の指導（病院関係）

なお、講習会形式の研修は、講座番号の若い順に受講するものとする。

③修了証又は受講証の有効期間

ワークショップ形式の研修の修了証（研修修了日が平成30年4月1日以降のものに限る。）又は講習会形式の研修の受講証（研修修了日が平成30年4月1日以降のものに限る。）の有効期間は、研修修了日又は研修受講日から6年間とする。有効期間を過ぎた修了証又は受講証は無効である。

(3)勤務要件

6. に定める認定申請の際、直近1年以上継続的に病院又は薬局において薬剤師実務に従事（勤務時間数が1週間当たり3日以上かつ20時間以上の場合に限る。）していること。

5. 認定実務実習指導薬剤師養成研修の受講資格

認定実務実習指導薬剤師養成研修の受講資格は次のとおりとする。なお、以下の「薬剤師実務経験」は、i)病院又は薬局におけるもので、勤務時間数が1週間当たり3日以上かつ20時間以上の場合に限るものとし、かつ、ii)大学院在学中のアルバイト等従たる業務として従事したものは含まないものとする。

①実務経験

薬剤師実務経験が5年以上あること。

なお、6年制の薬学教育を受けて薬剤師となった者は、薬剤師実務経験が3年以上あれば、認定実務実習指導薬剤師養成研修を前もって受講することができるものとする。ただし、認定実務実習指導薬剤師の認定申請は、薬剤師実務経験が5年以上となつてからでなければ行うことができない。

②勤務状況

薬剤師実務経験が、受講する時点において継続して3年以上であること、かつ、現に病院又は薬局に勤務（勤務時間数が1週間当たり3日以上かつ20時間以上の場合に限る。）している者であること。

③勤務先等の望ましい条件

ア 病院の場合

(ア)薬剤管理指導業務を実施し、院外処方箋の発行を推進していることが望ましい。

(イ)病棟薬剤業務実施加算の届出を行っていることが望ましい。

(ウ)一般社団法人日本病院薬剤師会賠償責任保険（施設契約）又はこれと同等の賠償責任保険に加入していることが望ましい。

イ 薬局の場合

(ア)薬学実務実習に関するガイドライン（平成27年2月10日薬学実務実習に関する連絡会議）が求める地域保健、医療、福祉等に関する業務を積極的に行っていることが望ましい。

(イ)「健康サポート薬局」の基準と同等の体制を有していることが望ましい。

(ウ)改訂・薬学教育モデル・コアカリキュラムに示された「代表的な疾患（がん、高血圧症、糖尿病、心疾患、脳血管障害、精神神経疾患、免疫・アレルギー疾患及び感染症をいう。）」に関する症例を実習できる体制を整備していることが望ましい。

(エ)薬剤師賠償責任保険に加入していることが望ましい。

また、公益社団法人日本薬剤師会生涯学習支援システム(JPALS)、一般社団法人日本病院薬剤師会生涯研修認定薬剤師、公益財団法人日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師等の生涯学習システムに参加又は認定を取得している薬剤師であることが望ましい。

6. 認定申請

(1) 提出書類等

①申請書（別紙 認定実務様式1）

②ワークショップの修了証（正本）

ただし、5. に規定する認定実務実習指導薬剤師養成研修の受講資格を満たすことなく受講して交付を受けた修了証は無効である。

③講習会（講座①、②及び③）の受講証（正本）

ただし、5. に規定する認定実務実習指導薬剤師養成研修の受講資格を満たすことなく受講して交付を受けた受講証は無効である。

④履歴書（別紙 認定実務様式1-4）

最終学歴から現在までの職歴、薬剤師実務経験が確認できるよう記載すること。このうち、薬剤師実務経験については、勤務した各施設における1週間当たりの勤務時間数を記載すること（1週間当たりの勤務時間数が一定でない場合は、最短の時間数を記載する）。また、薬局における薬剤師実務経験の場合は、勤務した薬局店舗名を記載すること（薬局を開設している会社名のみ記載は不可）。このほか、連続して1か月以上実務から離れた場合は、その期間及びその事由も記載すること。

⑤薬剤師免許証の写し

⑥通常はがき（認定通知書用）1枚

通常はがき（従前の官製葉書のこと。私製葉書は不可。）に、申請者の宛先及び宛名を記載すること。

⑦認定申請料振込明細の写し

(2) 書類提出先

公益財団法人日本薬剤師研修センター 認定実務実習指導薬剤師認定係

郵便番号107-0052 東京都港区赤坂1-9-13 三会堂ビル

提出された書類は、認定不可の場合を除き、返却しない。また、認定不可の場合であっても、無効な修了証又は受講証は、やむを得ない理由がある場合を除いて、返却しない。

(3) 認定申請料振込先

銀行名：ゆうちょ銀行

口座番号等：

郵便局から振込む場合：00140-2-792408

他の金融機関から振込む場合：

店名・口座種類・口座番号：〇一九（ゼロイチキョウ）店 当座 0792408

名義：公益財団法人日本薬剤師研修センター

一旦振り込まれた認定申請料は理由の如何を問わず返却しない（審査の結果、認定不可となった場合でも返却しない。また、この認定申請料を、他の如何なるものにも流用することはできない）。

振込みは、申請書の提出前3か月以内に行ったものに限るものとし、それ以前のものは無効とする。

領収証は発行せず、振込明細を以て領収証に代える。

7. 登録、認定証及び公表

(1) 認定実務実習指導薬剤師名簿への登録

認定者の氏名、住所、認定番号、認定年月日及び勤務先施設名を認定実務実習指導薬剤師名簿に登録する。

(2) 認定証の交付

認定者に対して認定証を交付する。なお、認定から認定証到着までの間の便に供するため、認定後直ちに認定通知書を送付する（6. (1)⑥の通常はがきが提出されていない場合又は提出されていても宛先等の記載不備がある場合若しくは料金不足の場合は送付しない）。

(3) 認定証を交付された者の公表

すべての認定者について、公益財団法人日本薬剤師研修センターのホームページに、氏名、認定番号、認定期限（年月日）及び勤務先施設名を掲載し、公表する。

認定に当たっては、上記全項目の公表を前提とし、全部又は一部の公表を希望しない場合は認定しない。

8. 認定の有効期間

認定の有効期間は、通常6年間であり、認定証に記載した認定有効期間の開始日から最終日までとする。

9. 届出の義務

認定者は、名簿に登録された氏名、住所又は勤務先施設名に変更が生じた場合は、速やかに届出ること。（別紙 認定実務様式2）

10. 認定証の再発行

紛失や氏名変更などにより認定証の再発行が必要な場合は、申請することができる。（別紙認定実務様式3）

11. 更新申請

(1) 更新の条件

更新申請に際して満たすべき条件は次のとおりとする。

① 認定期間中に、実務実習生の指導実績（勤務する施設が受入施設として実務実習生を受入れ、その実習生の指導を行った場合に限る。）が1例以上あること。

ただし、指導実績がない場合は、その理由、その間の勤務状況の説明及び今後の指導の見込を具体的に記載した書類を提出すること。それに基づき委員会が個別に審査する。

② 勤務状況に関し、次のア、イ及びウのすべてを満たすこと。

ア 現に薬剤師実務に従事していること。

イ 認定期間中に3年以上病院又は薬局で薬剤師実務に従事していること。

ウ 更新申請の直近1年以上継続的に病院又は薬局で薬剤師実務に従事していること。

③ 更新講習を受講していること。

更新講習は講習会形式の研修とし、その内容は、次のとおりとする。

講座④ 薬学教育モデル・コアカリキュラム及び薬学実務実習に関するガイドライン（内容は講座②と同じ。）

更新講習を受講できる者は、認定実務実習指導薬剤師の認定を受けた日から5年以上を経過した者とする。なお、この受講資格を満たすことなく受講して交付を受けた受講証は無効である。

更新講習の受講証（研修修了日が平成30年4月1日以降のものに限る。）の有効期間は、受講日から3年間とする。有効期間を過ぎた受講証は無効である。

(2) 更新申請における提出書類等

①更新申請書（別紙 認定実務様式1-2）

②更新講習の受講証（正本）

③履歴書（別紙 認定実務様式1-3）

認定取得から現在までの職歴、薬剤師実務経験が確認できるよう記載すること。このうち、薬剤師実務経験については、勤務した各施設における1週間当たりの勤務時間数を記載すること（1週間当たりの勤務時間数が一定でない場合は、最短の時間数を記載する）。また、薬局における薬剤師実務経験の場合は、勤務した薬局店舗名を記載すること（薬局を開設している会社名のみ記載は不可）。このほか、連続して1か月以上実務から離れた場合は、その期間及びその事由も記載すること。

④通常はがき（認定通知書用）1枚

通常はがき（従前の官製葉書のこと。私製葉書は不可。）に、宛先及び宛名を記載すること。

⑤更新申請料振込明細の写し

(3)書類提出先

公益財団法人日本薬剤師研修センター 認定実務実習指導薬剤師認定係

郵便番号107-0052 東京都港区赤坂1-9-13 三会堂ビル

提出された書類は、認定不可の場合を除き、返却しない。また、認定不可の場合であっても、無効な修了証又は受講証は、やむを得ない理由がある場合を除いて、返却しない。

(4)更新申請料振込先

銀行名：ゆうちょ銀行

口座番号等：

郵便局から振込む場合：00140-2-792408

他の金融機関から振込む場合：

店名・口座種類・口座番号：〇一九（ゼロイチキユウ）店 当座 0792408

名義：公益財団法人日本薬剤師研修センター

一旦振り込まれた認定申請料は理由の如何を問わず返却しない（審査の結果、認定不可となった場合でも返却しない。また、この認定申請料を、他の如何なるものにも流用することはできない）。

振込みは、申請書の提出前3か月以内に行ったものに限るものとし、それ以前のものは無効とする。

領収証は発行せず、振込明細を以て領収証に代える。

(5)更新に係る特例等

① 11. (1)①のただし書きにより書類を提出した者であって、個別審査によって更新された者は、更新後の6年間の認定期間中に指導実績（勤務する施設が受入施設として実務実習生を受入れ、その実習生の指導を行った場合に限る。）がない場合、その次の更新申請をすることができない。

② 認定期間終了時に更新の条件が満たされていないために、更新申請を行うことができなかった者が、認定期間終了後2年以内に更新の条件をすべて満たすこととなった場合は、更新申請としての手続きをすることができる。ただし、この更新の有効期間の起算日は、通常の更新がなされたとした場合の起算日とする。この場合、その更新申請は、更新の条件すべてを満たしてから3か月以内に行わなければならない。

12. 更新に関する準用

7.（登録、認定証及び公表）、8.（認定の有効期間）、9.（届出の義務）及び10.（認定証の再発行）の規定は、更新の場合に準用する。

13. 認定申請料等

- (1) 認定申請 5,500円（本体5,000円＋税500円）
- (2) 認定証再発行（紛失、氏名変更等による再発行）
1,870円（本体1,700円＋税170円）
- (3) 更新申請 5,500円（本体5,000円＋税500円）

なお、いずれの場合も振込み手数料は申請者の負担とする。

14. 認定の取消し

認定の取消しについては、公益財団法人日本薬剤師研修センターの研修認定薬剤師制度に準じて取扱う。ただし、「認定制度委員会」とあるのは「認定実務実習指導薬剤師認定委員会」とする。

15. 改正手続き

本要領の改正は、委員会の承認を要する。ただし、認定申請料等及び申請書等様式の改正は代表理事が行い、委員会に報告する。

附則（平成26年5月20日）

- (1) 本要領は、平成26年5月20日より施行する。
- (2) 実務実習指導薬剤師養成研修検討委員会報告書（平成17年3月25日）に基づいて平成17年度より実施している認定実務実習指導薬剤師認定制度によって認定された認定実務実習指導薬剤師は、本要領によって認定されたものとみなす。
- (3) （削除）
- (4) 7. (3) の規定のうち勤務先施設名については、本要領の施行の際、現に認定を受け、公益財団法人日本薬剤師研修センターのホームページに氏名、認定番号及び認定年月日が掲載されている者は、更新までの間掲載しない。また、新たな認定者への適用は、平成27年4月1日以降に申請したものからとする。
- (5) 更新申請受付期間は、認定の有効期間が終了する日の3か月前から前日（当日消印有効）までとする。
- (6) 認定実務実習指導薬剤師の養成講習会等の開催手続き等に関しては、別に定める。

附則（平成27年3月25日一部改正）

本要領は、平成27年4月1日より施行する。

附則（平成27年9月16日一部改正）

- (1) 本要領は、平成27年10月1日より施行する。
- (2) 公益財団法人日本薬剤師研修センターは、11. (1)③に規定する研修（更新講習）の受講が困難な対象者のため、講座カをeラーニングの方式により行うことができる。その実施方法については別に定め、公益財団法人日本薬剤師研修センターのホームページで公表する。

附則（平成29年3月29日一部改正）

本要領は、平成29年4月1日より施行する。

附則（平成30年3月1日一部改正）

- (1) 本要領は、平成30年4月1日より施行する。
- (2) 平成26年5月20日附則(3)及び(5)中ただし書きを削除する。
- (3) 4. (2)①に規定するワークショップ形式の研修において交付された修了証のうち、研修修了日が平成30年3月31日までのものは、令和2年4月1日以降無効とする。
- (4) 改正前の4. (2)②に規定する講座ア、講座イ、講座ウ及び講座オ並びにかつて実施した厚生労働省補助事業による講習会において交付された受講証は、令和2年4月1日以降無効とする。
- (5) 改正前の11. (1)③に規定する更新講習（講座カ）において交付された受講証は、令和2年4月1日以降無効とする。
- (6) 改正前の4. (2)②に規定する講座ア、講座イ、講座ウ及び講座オ並びにかつて実施した厚生労働省補助事業による講習会において交付された受講証を有する者が認定申請（令和2年3月31日までにを行う場合に限る。）をする場合は次のとおりとする。
 - ① 6. の規定に従うものとする。ただし、6. (1)③「講習会（講座①、②及び③）の受講証（正本）」は、次のように読み替える。

ア 講座イ、ウ及びオをすべて受講している者であつて、認定申請の時点から過去5年以内に、病院又は薬局で学生指導に携わった経験を有することから、講座アの受講が免除される場合

「講習会（講座イ、ウ及びオ）の受講証（正本）」及び「該当する学生指導の期間（日付を記載すること。）、指導した学生の所属大学名、指導した学生の氏名若しくは人数及び指導内容（簡潔にまとめたもの。）を記載した書類」

イ ア以外の者

「講習会（講座ア、イ、ウ及びオ）の受講証（正本）」

- ② 4年制の薬学教育を受けて薬剤師となった者のうち、公益財団法人日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師であること若しくは一般社団法人日本病院薬剤師会生涯研修認定を取得していること又は大学院医療薬学系修士課程を修了していることから5. ①に規定する実務経験を3年以上として受講（平成27年3月31日までの間に限る。）した者は、6. の規定によるほか、当該認定又は修了を証明する文書の写しを併せて提出すること。
- ③ 講座ア、イ、ウ又はオのうち、受講していない講座がある場合は、次のとおり講座①、②又は③を受講し、その受講証（正本）を提出すること。

講座アの場合	講座③
講座イの場合	講座①
講座ウの場合	講座②
講座オの場合	講座③

附則（平成30年12月10日一部改正）

- (1) 本要領は、平成31年1月1日より施行する。
- (2) 4. (2)①のワークショップ形式の研修を、その受講時に大学教員（教授、助教授若しくは准教授、常勤講師又は助教若しくは助手（平成19年3月31日までのものに限る。）に限る。以下同じ。）であつて、5. ①及び②の受講資格を満たさずに受講した者は、その後、5. ①及び②を満たすに至った場合、受講資格を満たして受講したものとみなす。ただし、認定申請に際して、履歴書にその旨を記載するとともに、受講時に大学教員であったことを証明する書類を提出すること。なお、4. (2)③及び平成30年3月1日附則(3)の規定のとおり、研修修了日が平成30年4月1日以降の修了証は有効期間が6年間であるこ

と及び研修修了日が平成30年3月31日までの修了証は令和2年4月1日以降無効であることに留意すること。

(3) 一般社団法人薬学教育協議会が開催する、いわゆるアドバンスワークショップのうち、次の条件すべてに合致するもの（以下「AWS」という。）を修了した者（講師を務めた者を含む。）は、11. (1)③に規定する更新講習を受講したものとみなす。この場合、更新申請において、AWSの修了証（条件③に規定する修了証）（正本）を以て更新講習の受講証（正本）に代えることができる。なお、平成31年1月1日以降に実施するAWSの修了証の有効期間は受講日から3年間とし、平成28年4月1日より平成30年12月31日までに実施したAWSの修了証の有効期間は平成31年1月1日から3年間とする。

①平成28年度以降に実施され、改訂・薬学教育モデル・コアカリキュラムの内容の迅速な伝達等を目的とするものであること。

②4. (2)①に規定するワークショップ形式の研修の修了証が交付されないこと。

③受講者には、修了証（一般社団法人薬学教育協議会の各病院・薬局実務実習地区調整機構委員長の発行するものに限る。）が交付されること。

附則（令和元年9月1日一部改正）

(1)本要領は、令和元年9月1日より施行する。

(2)改元に伴い、附則中「平成32年」を「令和2年」とする（5箇所）。

附則（令和元年10月1日一部改正）

本要領は、令和元年10月1日より施行する。

附則（令和元年12月1日一部改正及び令和2年3月17日一部（認定実務様式1）改正）

本要領は、令和2年4月1日より施行する。

（参考：14.（認定の取消し）関係）

研修認定薬剤師制度実施要領（抄）

5-2 研修認定薬剤師の認定取り消し

(1)以下のアからエに該当する者は、その認定を取り消す。

ア 薬剤師の資格を失った者

イ 薬事に関し犯罪又は不正の行為があった者

ウ 提出書類において、偽造、変造その他の不正な行為のあった者

エ 上記の他薬剤師として著しく不適正な行為のあった者

(2)認定を取り消そうとするときは、あらかじめ、当該者にその旨を通知し、その求めがあったときは、その者の意見を聴く機会を設けるものとする。

(3)研修認定薬剤師の取り消しは、研修認定制度委員会に諮った上で決定する。ただし、迅速に取り消しを行う必要があると代表理事が認めた場合は、委員長が決定するものとし、その後初めて行われた委員会に報告する。

(4)認定を取り消した者に対しては、返納期限を設定した上で、認定証の返納を求める。返納期限が到来しても認定証が返納されない場合は、取り消した旨及び取消対象者の氏名を研修センターのホームページに掲載する。